



## 令和6年 戸籍請求・相続登記 新制度開始のお知らせ

今回は、ひょうご税理士法人グループ内のまどか行政書士法人より、戸籍法改正についてご案内します。



### 戸籍請求が便利に！

令和6年3月1日から戸籍法の一部を改正する法律が施行され、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍謄本を取得できる「広域交付制度」がスタートします。

「どこでも」 本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口で請求できます。

「まとめて」 取りたい戸籍が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

※コンピュータ化されていない改製原戸籍、一部事項証明書や個人事項証明書、兄弟姉妹・おじおば等の戸籍は広域交付制度の対象外です。



### 相続登記が義務化に！

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されます。

相続人は不動産を相続で取得したことを知った日、もしくは遺産分割協議が成立した日から**3年以内**に相続登記をすることが法律上の義務になります。

(令和6年4月1日以前に相続開始している場合も3年の猶予期間がありますが義務化の対象になります。)

正当な理由（相続人が多く戸籍謄本等の資料収集に時間を要する場合等）なく、義務に違反した場合は10万円以下の過料の適用対象になります。



### まどか行政書士法人でできること

★まどか行政書士法人では、相続のお手續すべてをお手伝いさせていただきます。

広域交付制度ではカバーできない相続手續に必要な戸籍をすべて揃えることや、相続登記に必要な遺産分割協議書の作成も可能です。

★遺言書の作成もお手伝いさせていただきます。

もしもの時に備え、元気なうちに準備しておきましょう♪

※内容に関するお問合せ・ご相談はまどか行政書士法人までお願いします。(担当：迎田)

フリーダイヤル：0120-600-612